令和８年１０月２８日
高齢化対策審議会
参考資料

条例、審議会規則、傍聴要領

滋賀県健康医療福祉部

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）　＜抜粋＞

（趣旨）

第１条　この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項および第202条の３第1項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第２条　執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

２　委員は、執行機関（別表第３項の表に掲げる附属機関にあっては、知事）が任命する。

３　別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることを妨げない。

５　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門委員等）

第３条　附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第４条　附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（滋賀県特別職報酬等審議会設置条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)滋賀県特別職報酬等審議会設置条例（昭和39年滋賀県条例第59号）

(2)滋賀県公有財産審議会設置条例（昭和50年滋賀県条例第32号）

(3)滋賀県基本構想審議会条例（昭和59年滋賀県条例第37号）

(4)滋賀県琵琶湖水政審議会設置条例（昭和35年滋賀県条例第４号）

(5)滋賀県青少年問題協議会条例（昭和28年滋賀県条例第28号）

(6)滋賀県高齢化対策審議会設置条例（昭和61年滋賀県条例第12号）

(7)滋賀県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年滋賀県条例第120号）

(8)滋賀県観光事業審議会条例（昭和29年滋賀県条例第60号）

（経過措置）

３　前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員その他の構成員についても、同様とする。

４　前項の規定により別表第１項の表の滋賀県観光事業審議会の委員となった者の任期は、同表の規定にかかわらず、平成 26 年３月 31 日までとする。

５　付則第２項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。付則第３項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

別表（第２条関係）

１　知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
（省　略）				
滋賀県高齢化対策審議会	知事の諮問に応じて高齢化対策に関する総合的施策の策定およびその推進に関する重要な事項について調査審議することならびにこれらの事項に関して知事に意見を述べること。	25 人以内	(1)学識経験を有する者 (2)市町の長または議会の議員 (3)公共的団体等の代表者 (4)その他知事が適当と認める者	２年
（省　略）				

２　教育委員会の附属機関(省略)

３　知事および教育委員会の附属機関（省略）

滋賀県高齢化対策審議会規則（平成 25 年滋賀県規則第 57 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第５条の規定に基づき、滋賀県高齢化対策審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長および副会長）

第２条　審議会に、会長および副会長１人を置く。

２　会長および副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第３条　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

３　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

４　専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第４条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

４　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の招集の特例）

第５条　会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、その意見を聴き、または賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

２　前条第３項および第４項の規定は、前項の場合について準用する。

（部会）

第６条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

４　部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

５　部会長は、専門の事項に関する調査を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。

６　前２条の規定は、部会について準用する。この場合において、第４条第１項および第２項ならびに前条第１項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、健康医療福祉部医療福祉推進課において処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、令和２年５月 19 日から施行する。

傍　聴　要　領

滋賀県高齢化対策審議会

滋賀県高齢化対策審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1　傍聴する場合の手続

（1）滋賀県高齢化対策審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入し、会長の許可を受けてください。
（2）傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
（3）傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席についてください。

2　傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。
（1）会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
（2）飲食、喫煙等をしないこと。
（3）会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
（4）その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

3　会議の秩序の維持

（1）2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
（2）遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4　その他

不明な点があれば、係員にお問合せください。